

令和7年度概算要求額 962億円（1,106億円） ※（）内は前年度当初予算額

令和5年度実績：65,598件

労働特会		子会特会	一般
労災	雇用	徴収	育休
	○		
			会計

1 事業の目的

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」といいたいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

2 事業の概要・スキーム

※国（都道府県労働局）で支給事務を実施

コース名／コース内容

正社員化コース

有期雇用労働者等を正社員転換（※）

- ※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む
- 正社員転換後6か月間の賃金が正社員転換前6か月間の賃金と比較して3%以上増額していることが必要

障害者正社員化コース

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換

賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用

賃金規定等共通化コース

有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用

賞与・退職金制度導入コース

有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施

社会保険適用時処遇改善コース

短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、手当等の支給、賃上げ、労働時間の延長等を実施

- ※手当等の支給は、労働者の社会保険料相当額以上等
- ※労働時間の延長は、週あたり4時間以上等

支給額（1人当たり）

①有期→正規： 80万円（60万円）（※）

②無期→正規： 40万円（30万円）（※）

- ※以下の重点対象者の場合の支給額（2期分の合計額）。それ以外の者は1期分のみ。
- ①雇入れから3年以上の有期雇用労働者、②雇入れから3年未満の有期雇用労働者であって、過去から不安定雇用が継続している者、③人開金の対象訓練を受けた者、派遣労働者、母子家庭の母等
 - ▶ 有期雇用期間が通算5年超の者は無期雇用労働者とみなして適用。

①有期→正規： 90万円（67.5万円）

②有期→無期： 45万円（33万円）

③無期→正規： 45万円（33万円）

①3%以上4%未満： 4万円（2.6万円）

②4%以上5%未満： 5万円（3.3万円）

③5%以上6%未満： 6.5万円（4.3万円）

④6%以上： 7万円（4.6万円）

1事業所当たり 60万円（45万円）

1事業所当たり 40万円（30万円）

(1)手当等支給メニュー 50万円（37.5万円）（※1）

(2)労働時間延長メニュー 30万円（22.5万円）

- ※1 1～3年目までの各要件を全て満たした場合の3年間の合計額
- ※2 1年目に手当等支給、2年目に労働時間延長を実施する場合の2年間の合計額は50万円

加算措置等／加算額

正社員化コース

■通常の正社員転換制度を新たに規定し転換

1事業所当たり 20万円（15万円）

■勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し転換

1事業所当たり 40万円（30万円）

賃金規定等改定コース

■「職務評価」の活用により実施 1事業所当たり 20万円（15万円）

■昇給制度を新たに設けた場合 1事業所当たり 20万円（15万円）

賞与・退職金制度導入コース

■同時に導入した場合 1事業所当たり 16.8万円（12.6万円）

- ※（ ）は、大企業の場合の額。
- ※加算措置要件を満たした場合は、支給額+加算額を助成。
- ※障害者正社員化コースについては、重度障害者の場合は、①120万円(90万円)②③60万円（45万円）となる。

